

「ありがとう」を伝え合おう条例（案） 逐条解説

感謝を伝える言葉は、世界中にあり、日本では「ありがとう」が使われています。この感謝の言葉「ありがとう」を伝え合うことで、互いが幸せな気持ちになることができます。

そのため、「ありがとう」を伝え合うことを促進することで、「ありがとう」がまちじゅうにあふれば、みんなが元気で明るく心豊かになり、ひいては笑顔で幸せを実感できるまちになるとの思いを込めて、この条例を制定します。

【解説】

日本には、感謝を伝える言葉として「ありがとう」があり、平成19年3月9日に、サン（3）とキュー（9）で「ありがとうの日」が制定されました。

世界中にも、サンキュー（英語）を始め、シエイシエイ（中国語）、カムサナムニダ（韓国語）、メルシー（フランス語）、グラシアス（スペイン語）、ダンケ（ドイツ語）、オブリガード（ポルトガル語）など、「ありがとう」を意味する言葉がたくさんあります。どこの国にも、相手のことを考えたり思ったりする、感謝の心を伝える言葉が使われています。

また、「ありがとう」をメインテーマにした多くの歌があり、他に対して声に出して「ありがとう」と言うことによって心が弾み、元気になると思います。

この感謝の言葉「ありがとう」がまちじゅうにあふれることで、私たちの住むまちが、元気で明るく心豊かなまちになることを祈念するものであります。

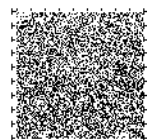
（目的）

第1条 この条例は、感謝の言葉「ありがとう」を伝え合うことで、みんなが元気で明るく心豊かになり、笑顔で幸せを実感できるまちになることを目的とします。

【解説】

「ありがとう」は感謝の心を表す言葉であり、伝えたほうも伝えられたほうも幸せな気持ちになる言葉であります。

この条例は、みんなが元気で明るく心豊かになり、笑顔で幸せを実感できるまちの実現を目指すものであります。感謝の言葉「ありがとう」は、心で思っ



ているだけでは相手に伝わりません。お互いに伝え合うことが大切であると考えます。

(定義)

第2条 この条例において「みんな」とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 戸田市に暮らす者
- (2) 戸田市に通勤し、又は通学する者
- (3) 戸田市で事業を営む者
- (4) 戸田市で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う者

【解説】

戸田市民のみならず、戸田市に関わりがある方も対象とするため、通勤・通学者のほか、事業を営む者、社会貢献活動を行う者も「みんな」の定義に含めています。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、みんなに「ありがとう」を伝え合うことを強く求めるものではなく、第1条の目的を達成するため、「ありがとう」を伝え合う意識を醸成するためのものです。

【解説】

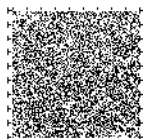
この条例は、みんなに「ありがとう」を伝え合うことを強制するものではありません。「ありがとう」を伝え合うことの大切さを意識してもらい、広めることを期待するものであります。

(みんなの役割)

第4条 みんなは、「ありがとう」を伝え合うことに努めます。

【解説】

みんなの役割として、感謝の気持ちが生じたら、その都度「ありがとう」を伝え合う取組を実践することに努めるものとします。



(市の責務)

第5条 市は、みんなが「ありがとう」を伝え合えるよう、啓発活動を行います。

【解説】

市は、みんなが「ありがとう」をまちじゅうに広めるため、継続的に様々な啓発を行うことにより、定着を図る努力をします。具体的には広報紙、ホームページ、SNSなどで啓発活動の取組を行います。

(検証等)

第6条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の効果などについて検証し、見直しを行うよう努めるものとします。

【解説】

「ありがとう」を伝え合うことで、みんなが笑顔で幸せを実感できるよう、適切な手段でこの条例の効果を検証し、啓発活動などの見直しを行うよう努めるものとします。

